平成２１年（フ）第１０３６７号
大阪府門真市宮前町10番５号
債務者　小副川紀美榮
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３６９号
大阪市大正区泉尾２丁目20番20号　クリーン泉尾４階
債務者　加山　弘子
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第１０３７５号
大阪府大阪市阿倍野区王子町３丁目９番２号　王子マンション201号
債務者　山田恵章こと　姜　　恵章(旧姓西口)
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月10日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２１年（フ）第４８４号
沖縄県糸満市西崎町３丁目217番地　マンション幸203号
債務者　豊里　　忍
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第３３９７号
愛知県瀬戸市原山台７丁目３番101号
債務者　上戸　武士
1　決定年月日時　平成21年12月28日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第６６６号
青森市緑２丁目17番地３　若竹荘５号
債務者　三上　哲子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月15日まで
青森地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第８３２号
鹿児島県鹿児島市武岡５丁目25番19号
債務者　福森　珠樹
1　決定年月日時　平成22年１月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第８６８号
鹿児島県鹿児島市田上町5168番地６
債務者　池亀　郁美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２１年（フ）第１０２号
福島県南相馬市原町区国見町３丁目45番地の17
債務者　鈴木さおり
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
福島地方裁判所相馬支部

平成２１年（フ）第４７６号
長野市平林２丁目14番17―110号シャインセレネ、前住所長野市上松３丁目22番24号
債務者　山崎　　茂
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４７８号
長野市大字栗田606番地３、前住所長野市大字鶴賀16番地10
債務者　込山　　梢
1　決定年月日時　平成22年１月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４９３号
長野市稲里町中央３丁目10番27―203号コーポ松橋、前住所長野市篠ノ井御幣川1222番地２パナハイツイリヤマ202号
債務者　池内かつ美
1　決定年月日時　平成22年１月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第４６７号
兵庫県伊丹市昆陽南２丁目２番43―401号、前住所兵庫県伊丹市美鈴町３丁目47番地４
債務者　伊藤　勝儀
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第４８５号
兵庫県伊丹市荒牧６丁目20番１―403号
債務者　林　美智子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２１年（フ）第１０４９号
兵庫県西宮市小曽根町１丁目３番24号、前住所大阪府豊中市寺内２丁目14番５―102号
債務者　竹田眞紀子
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１１０号
兵庫県尼崎市稲葉荘１丁目11番１号　レオパレスコスモ204号
債務者　大田　直美
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１５４号
兵庫県尼崎市田能３丁目７番33号
債務者　坂元　昭江
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２１年（フ）第１１７２号
兵庫県西宮市甲子園六番町15番20―304号、前住所兵庫県芦屋市若葉町５番２―243号
債務者　土井善一郎
1　決定年月日時　平成22年１月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月８日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係